

別紙（陳情第167号）

公契約条例の制定を求める決議

近年、非正規労働者が増え続け、2019年の統計では非正規労働者は全労働者の約4割を占めているといわれています。しかも、そのほとんどが年収200万円に満たないという現状です。社会全体に低賃金が拡大し、それが日本経済においても深刻な影響を与えています。

公共工事に携わる労働者においては、多重下請けなどのもとで長年にわたって低賃金に苦しめられてきました。このような現状から、国は公共工事における設計労務単価を8年連続して引き上げてきましたが、労働者の賃金に対しては、それが反映されておらず、「賃金が上がっていない」という声が大半です。

委託業務の労働者にしても、最低生計費に追いつかない時給で働いている現状が見受けられます。このような低賃金では憲法第25条にいう「健康で文化的な最低限の生活」を営むに程遠いと言わなければなりません。

これらのような低賃金労働は、その携わる仕事の質にも影響を与えかねません。

競争入札によって「安ければよい」ものが求められ、公契約のもとで働く労働者の賃金や労働条件に「下方圧力」がかけられてきましたが、こうした傾向に歯止めをかけるためにも、労働者の労働条件に対する公的保護が必要です。

国際労働機関（ILO）は早い段階から、こうした公契約下の労働者の問題に着目し、1949年に「公契約における労働条項に関する条約」（ILO94号条約）を制定し、現在63ヶ国が批准しています。

日本政府は、この条約を批准していませんが、公契約において労働者の適正な労働条件の確保は、すでに国際的な流れとなっています。また、安心して働き、生活できる賃金（ディーセントワーク）を実現していくことは、グローバル化の中での世界的課題にもなっています。

このような情勢を踏まえて、北九州市議会として、北九州市における公契約のもとでの労働者の労働条件の実態の把握、他の自治体における公契約条例の内容及び効果などを調査し、北九州市の実態に即した公契約条例の制定を求めるものです。

以上、決議します。